**名護市アーバンスポーツパーク整備実施設計等業務委託**

**仕　様　書**

**第 1 章 総 則**

 （適用範囲）

第１条 本仕様書は、名護市が発注する「（仮称）名護市アーバンスポーツパーク整備実施設計等業務委託」に適用する。

（業務名）

 第２条 業務名は「（仮称）名護市アーバンスポーツパーク整備実施設計等業務委託」（以下 「本業務」という。）とする。

（履行期間）

第３条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和６年３月 29 日（金）とする。

（業務の目的）

 第４条 本業務は、本市のさらなるスポーツツーリズムの発展に資するアーバンスポーツ活動拠点としての整備に向け、昨年度「名護市アーバンスポーツパーク基本計画」を策定した。本業務はその成果をもとに、スケートボード・BMX、３ｘ３コート等の実施設計を行う。またスポーツコンベンションの実現に向けて関係機関協議の支援や、財政コスト縮減に向けた管理運営体制の検討を行うことを目的とする。

（設計与条件）

・敷地の面積：約３,5００㎡（測量業務含む）

・工作物の延べ面積：約３,5００㎡（スケートボードエリア、３X３コートエリア　２区画を想定）

（法令等の遵守）

 第５条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に基づいて業務を遂行しなければならない。

 ⑴ 契約書

⑵ 名護市アーバンスポーツパーク基本計画

⑶ 第２期沖縄県スポーツ推進計画

 ⑷ 名護市スポーツ推進計画

 ⑸ 名護湾沿岸基本計画

 ⑹ 名護市条例、規則等

(7) その他関係法令、計画等

（書類の提出）

第６条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。 ⑴ 着手時 ：着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書

⑵ 中間報告時 ：中間報告書

⑶ 完了時 ：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

（協議及び協議解決）

第７条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

（業務計画）

第８条 受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなければならない。

（成果品の検査）

第９条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格した ときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、 直ちにこれを訂正するものとする。

 （受託者の責務）

第 10 条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第４条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

⑴ 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。

⑵ 受託者は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。

 ⑶ 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。

 ⑷ 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、 業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

 ⑸ 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、 常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。

 ⑹ 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

**第２章 業務内容**

１．業務内容

　第11条　業務内容は以下の通りとする。

（1）スポーツコンベンションの実現に向けた関係機関協議支援（５団体　想定）

本施設において各種目の合宿や大会を開催・誘致するために、設計に反映すべき事項を把握するために、ヒアリング調査を行い、実施設計に反映すべき事項を明らかにするとともに、合宿・大会等の開催回数及び参加者数等の見通しを明らかにする。

（2）スポーツコンベンションの実現及び財政コスト縮減に向けた管理運営体制の検討

スポーツコンベンションの実現及び財政コスト縮減に向けて、民間活力を導入した管理運営体制の可能性を把握するため、以下の検討を行う。

1. 類似施設の管理運営実績を有する事業者等へのヒアリング（５社程度）
2. 地域で各競技に携わっている競技者等との意見交換（５名×１回）
3. 指定管理者公募資料の骨子案検討

（3）測量業務

１）4級基準点測量（伐採なし） ２点

２）3級水準測量 ０.５ｋｍ

３）現地測量 ３,500㎡

地形、地物を測定し、縮尺1/500にて現況平面図を作成する。

① 現地測量 作業計画（1/500）

② 現地測量

（4）地質調査　（2箇所　１０ｍ　想定）

 本地質調査において、以下の作業を行うものとする。

1. スウェーデン式サウンディング試験　5ｍ×5箇所＝25ｍ

（5）実施設計業務

１）実施設計（街区公園） 0．35ha

基本計画等過年度成果に基づき、実施設計の方針を明確にするための概略設計及び実施設計を行うものとし、以下の作業を行う。

① 与条件の確認および調査

1. 実施設計の検討
2. 競技用照明及び音響の設計方針の検討
3. 実施設計図の作成
4. 数量計算
5. 概算工事費の算出
6. 実施設計説明書の作成
7. 照査

※工事早期発注のため、3X3に関する設計については、中間報告時に提出を求める。

（６）打合せ協議

本業務において、業務着手時、中間時（５回）、業務完了時に打合せを行うものとする。ただし、業務に必要な場合においては、監督員と協議しその都度実施するものとする。

**第３章 成果品**

（納入成果品）

第12条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

 ⑴ 業務完了報告書：２部（仕様：キングファイル綴じ）

⑵ 業務完了報告書概要版：2部（仕様：簡易製本）

⑶ 業務中間報告書：２部（仕様：キングファイル綴じ）

 ⑷ 測量報告書：２部（簡易ファイル綴じ）

⑸ 上記成果物に係る電子媒体

⑹ 各種引用データ、集計データ等の成果物

⑺ 打合せ記録簿

 ⑻ その他名護市が指示する資料等（納品方法）

第 13 条 契約期間内に、第 12 条納入成果品に定める成果品を提出すること。

**第４章 その他**

（その他留意事項）

 第 14 条 第１章から第３章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

 ⑴ 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

⑵ 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。 受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、 あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のない よう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責 任により対処すること。

⑶ 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を 最小限にとどめるよう感染防止措置等を提案し、本委託業務を継続して確実に 実施できるよう努めること。

 ⑷ 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務 を進めること。